

諮詢庁：文部科学大臣

諮詢日：平成29年2月7日（平成29年（行情）諮詢第49号）

答申日：平成29年5月25日（平成29年度（行情）答申第66号）

事件名：「障害のある児童生徒の学校生活における保護者等の付添いに関する実態調査の結果（概要）」の基となる都道府県別の人數の詳細が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月12日付け27受文科初第2818号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立ての趣旨

東京都からの回答中、自治体名について不開示としたこと。

（2）異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次のとおり不法不当である。

ア 法5条1号に該当するとして不開示としたが、特定の個人が識別される情報ではない。都道府県単位で開示できる情報が市区町村単位になると開示出来ないというのは矛盾している。

イ 当該情報は、担当行政地区を特定するのに必要な情報であり、法5条1号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 異議申立てに係る行政文書等について

本件異議申立てに係る行政文書の名称は、別紙のとおり、障害のある児童生徒の学校生活における保護者等の付添いに関する実態調査について

(依頼) 平成27年5月15日付け事務連絡(文書1)及び各都道府県及び各指定都市教育委員会担当課からの回答(調査票)(文書2)である。

本件対象文書については、法5条1号の不開示情報に該当する情報が含まれることから一部開示とし、東京都教育庁からの回答中、域内の自治体名の記載のある部分について不開示としたところ、異議申立人から、当該不開示部分の開示を求める旨の異議申立てがなされたところである。

2 不開示情報該当性について

異議申立人が開示を求めている部分は、東京都教育庁からの回答中「2. 医療的ケアを伴う付添い／(2)付添いの実態⑤「その他」の具体的な内容」、「3. 医療的ケアを伴わない付添い／(2)付添いの実態④「その他」の具体的な内容」、「4. その他自由記述」欄の回答自治体名(以下、第3においては「異議申立箇所」という。)であるが、これらについては、以下に掲げる理由から法5条1号に該当し、異議申立人の主張する同号ただし書口には該当しない。

(1) 法5条1号該当性について

異議申立箇所は、東京都教育庁が回答を記載する際に国からは回答を求めていない自治体名を記載した箇所であるが、各記載項目の該当人数を見ると、多くの自治体において1人の事例の記載となっており、自治体名が明らかになることにより、特定の児童生徒が識別されるおそれがある。

このことから、本件対象文書に係る不開示部分は特定の個人が識別される情報ではなく、都道府県単位で開示できる情報が市区町村単位になると開示できないというのは矛盾しているという異議申立人の主張は当たらず、異議申立箇所は法5条1号に定める個人に関する情報に当たる。

(2) 法5条1号ただし書口非該当性について

異議申立人は、異議申立箇所は、担当行政地区を特定するのに必要な情報であり、法5条1号ただし書口に定める「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張している。

しかし、異議申立箇所に付随する記載内容は、付添いの理由や、その実態を記載するにとどまっている。上記(1)において記載したとおり、異議申立箇所を公にすることにより特定の児童生徒が識別されるおそれがあることを鑑みれば、当該箇所が「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえず、法5条1号ただし書口には該当しない。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、異議申立箇所が法5条1号に当たるとした原処分は妥当であり、同号ただし書口にも該当しないことから、異議申立人の主張は

認められず、原処分維持が妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月7日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同日 審議
- ⑤ 同年4月24日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年5月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、文書2のうち、東京都教育庁からの回答中の自治体（市区町村）名（以下「本件不開示部分」という。）を開示すべきであるとして原処分の取消しを求めているが、諮詢庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）当審査会事務局職員をして、諮詢庁に対し、本件不開示部分を不開示とすべき理由等について改めて確認させたところ、諮詢庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件不開示部分は、文書2のうち、東京都教育庁からの回答中の「2. 医療的ケアを伴う付添い／（2）付添いの実態⑤「その他」の具体的な内容」、「3. 医療的ケアを伴わない付添い／（2）付添いの実態④「その他」の具体的な内容」及び「4. その他自由記述」の各欄の市区町村名である。これらの各欄には、基本的に個々の障害のある児童生徒ごとに、付添いをする保護者等が行っている医療的ケア、日常生活上の介助、学習支援等の付添いの実情が具体的に記述されており、その記述の末尾に記載された市区町村名が本件不開示部分である。

イ 本件不開示部分である市区町村名は、上記各欄に付添いの実情が記載された障害のある児童生徒が通学している学校の所在地を示す情報であるところ、付添いの実情に関する具体的記述については原処分で開示済みであるから、これに加えて通学している学校の所在地までをも公にすると、対象地域が相当程度狭まってしまい、上記第3の2

(1) で説明するとおり、特定の児童生徒が識別されるおそれがあり、その結果、障害のある児童生徒の個人に関する情報が明らかとなつて、当該児童生徒の権利利益を害するおそれがあることから、本件不開示部分を不開示としたものである。

ウ なお、文部科学省においては、文書2の記載内容を取りまとめた上で、①全体の人数、②保護者等との連携の参考となる事例及び③課題等の情報を同省のホームページにおいて公表しているが、障害のある児童生徒が通学している学校の所在する市区町村名については、公表していない。

(2) 以下、上記諮詢庁の説明を踏まえ検討する。

ア 当審査会において文書2を見分したところ、諮詢庁が上記(1)アで説明するとおり、「2. 医療的ケアを伴う付添い／(2)付添いの実態⑤「その他」の具体的な内容」、「3. 医療的ケアを伴わない付添い／(2)付添いの実態④「その他」の具体的な内容」及び「4. その他自由記述」の各欄に、個々の障害のある児童生徒ごとに学校生活における保護者等の付添いの実情が医療的ケア、日常生活上の介助、学習支援等の内容を含め具体的に記述されており、これらの記述は開示される一方、末尾に記載された市区町村名が不開示とされていることが認められる。

本件不開示部分である市区町村名は、上記各欄に付添いの実情が記載された障害のある児童生徒が通学している学校の所在地を示すものであるから、当該児童生徒の個人に関する情報と認められるところ、付添いの実情に関する具体的記述は既に開示されているから、それに加えて本件不開示部分を公にすると、近隣居住者等一定範囲の者であれば当該児童生徒を特定することが可能となり、その場合、近隣居住者等一定範囲の者に当該児童生徒の障害の詳細等を知られる結果となり、当該児童生徒の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

イ 文部科学省においては、障害のある児童生徒が通学している学校の所在する市区町村名は公にしていないから、本件不開示部分は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、また、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、本件不開示部分は、異議申立人が主張するような「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは認められず、同号ただし書口にも該当しない。

ウ よって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聰、委員 泉本小夜子、委員 山本隆司

別紙

本件対象文書

文書1 障害のある児童生徒の学校生活における保護者等の付添いに関する実態調査について（依頼）平成27年5月15日付け事務連絡

文書2 各都道府県及び各指定都市教育委員会担当課からの回答（調査票）